

ごしよがわらし 農業委員会 だより

第95号

2021
1/1

新年のごあいさつ

会長 斎藤 靖裕



謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

皆様におかれましては、つつがなく新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素から農業委員会の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う外出自粛や営業自粛などにより農作物の消費低迷や価格の低落が発生し、農業経営者には深刻な影響を及ぼした二年となりました。全国的に感染拡大が急加速するなか、地域の医療や福祉を守る最前線を担い、自らの感染リスクを顧みず、治療や看護等に奮闘されている医療や福祉関係に従事する皆様に心から感謝申し上げます。

さて、国の二〇二〇年農林業センサスの結果によると、「基幹的農業従事者」は百三十六万人と五年前の調査から約四〇万人減となり、減少率は過去最大でその要因は高齢化が大きく響いたとされています。一方で二経営体当たりの耕作面積は初めて三ヘクタールを超え、経営規模の拡大が進んだ結果となりました。このような状況を踏まえ三月に閣議決定された、「食料・農業・農村計画」では、改めて日本の多様な農業が見直され、大規模経営だけでなく中小規模経営の役割も計画のなかに位置づけられたところ です。

この背景には、今日、急速に進んでいる農業従事者の高齢化・減少、遊休農地の拡大、さらにはその結果として食料自給率の低下など、農業生産力の低下に対する危機感がうかがえるものです。

当市の昨年を振り返りますと、自然災害の影響が少なく稲作は「やや良」の作柄で収穫を迎えることができたものの、新型コロナウイルス禍による外食産業などの需要減で、主食用米の需要が不透明となったことから、米価は平成二十六年以来の下落となりました。

さらには、二十一年産主食用米の適正生産量が発表され、過去最大の減産を求められていることから、安定した農家所得確保に向けて関係機関に積極的に働きかけて参ります。

今後、農業者の二層の高齢化による担い手不足が進行する中で、我々農業委員会は農業者の代表機関として、委員、推進委員、事務局職員が一丸となつて日頃の活動を二層強化し、地域農業の振興・発展のため努力して参る所存でありますので、皆様のご支援を引き続きお願い申し上げます。

結びに、新年が皆様にとりまして実り多い年になりますことをご祈念いたしまして、新年のあいさついたします。

謹賀新年

謹んで新年のお慶びを申し上げます、農家の皆様のご多幸と、実り多い年と成りますよう心からお祈りいたしております。

五所川原市 農業委員会

会長

斎藤 靖裕

会長職務代理者

長尾 信彦

運営委員

一 佐野

運営委員

秋田 悟

ほか委員・
推進委員一同

令和2年度第2回 家族経営協定調印式



左から順に、農業委員長尾会長職務代理者、夫の川口聡さん、妻の奈津子さん、西北地域県民局 地域農林水産部 蛸島基農業普及振興室長

12月10日(木)、令和2年度第2回家族経営協定調印式が開催されました。協定を締結されたのは、川口聡さん・奈津子さんご夫妻です。

市農業委員会の長尾会長職務代理者は、「コロナ禍という厳しい農業情勢の中、協定を締結されましたことは大変喜ばしい限りです。」と調印式の冒頭で挨拶されました。

締結者の川口聡さんは、「夫婦で力を合わせて協力し合い、農業経営の販路拡大、規模拡大できるよう頑張っていきたい。」と抱負を語っていただきました。

夫の聡さんは、既に農業次世代人材投資事業を活用されていますが、夫婦が共同経営者であることを明確に記載した家族経営協定を締結することで、夫婦合わせて1.5人分の資金が交付されます。

【お問合わせ先】農業委員会 農政係(内線2883)

この畑、お隣からずっと借りているけど大丈夫かな…

昔からお隣に貸している畑、いつ戻ってくるんだろう？

STOP ヤミ小作の防止について

昔から親戚・知人に口約束だけで、農地を貸している。

貸し借りの手続きは面倒だから、ヤミ小作をしているんだけど…。

それは、ヤミ小作かもしれない！

貸し借りの手続きをしているかどうか分からない？

ヤミ小作をしていると…

口約束だけで農地の貸し借りはできません！

農地を貸している方

- ・相続が発生した際、誰に貸しているか分からなくなることがあります。
- ・農地を返してもらいたい時に借り手に応じてもらえず、返してもらえなくなることがあります。

農地を借りている方

- ・相続が発生した際、誰から借りているか分からなくなることがあります。
- ・突然、農地を返して欲しいと言われることがあります。

農地の貸し借りをする場合は、農地法の制約を受けます。

農地法では、「許可を受けないでした行為は、その効力を生じない」と規定されていますので、農地の貸し借りをする場合には、市町村や農業委員会を通じて書面により契約手続きをする必要があります。

契約手続きをしないまま、口約束だけで貸し借りをしている農地は、トラブルの元になることがあります。

トラブルが発生しないようにするために!!

農地の貸し借りをする場合は、必ず農林水産課や農業委員会で手続きを行ってください。

◇農林水産課、農業委員会、公的機関である農地中間管理機構が仲介することで、安心して農地の貸し借りが行えます。

また、手続きの際には、「農地中間管理事業」を積極的に活用しましょう！

◇要件を満たせば、機構集積協力金の交付や、固定資産税の課税減免(農地を貸した方)を受けることができます。

安心して農業を行うために、正規の手続きで農地の貸借をしましょう！



【お問合わせ先】農業委員会 農地係(内線2885)、農林水産課 農政係(内線2522)

農業者年金加入促進に向けて

11月16日(月)～19日(木)、人・農地プラン集落座談会が市内各地区において4回にわたり開催されました。各地区での集落座談会には農業関係者が多く集まることから、農業者年金加入促進に向けて、農業委員会の担当職員が説明を行いました。

令和2年度は、「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」の最終年度であります。

当市では20歳から39歳までの青年農業者6人、20歳から59歳までの女性農業者3人の合計9人の新規加入者数を目標に、目標数達成を目指して加入推進活動に取り組んでいます。

これを踏まえ、これから加入推進員や農業委員がご自宅を訪問する場合がございますが、全ての農業者に制度を理解して頂くことが活動の大前提でございますので、どうぞご理解・ご協力をお願いします。

【お問合わせ先】農業委員会 農政係(内線2882)



人・農地プランの実質化に向けて

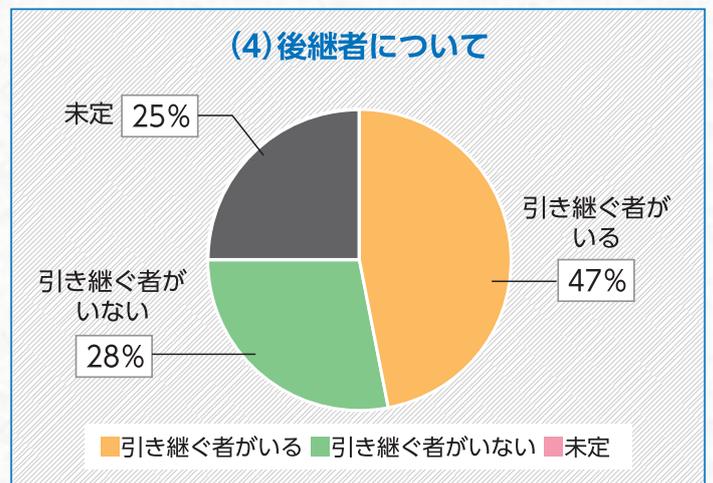
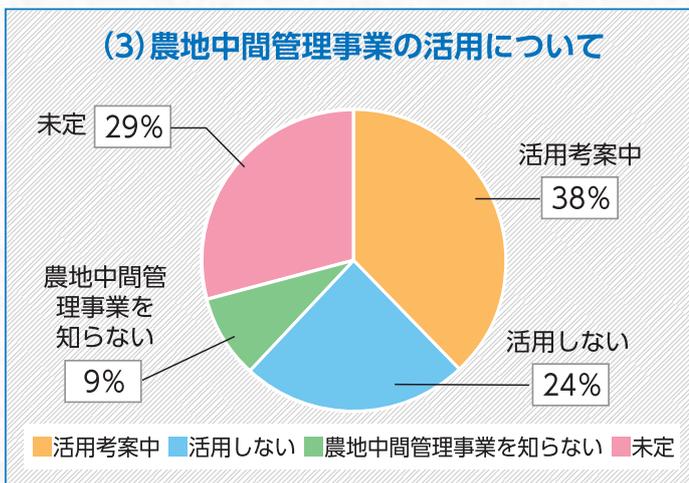
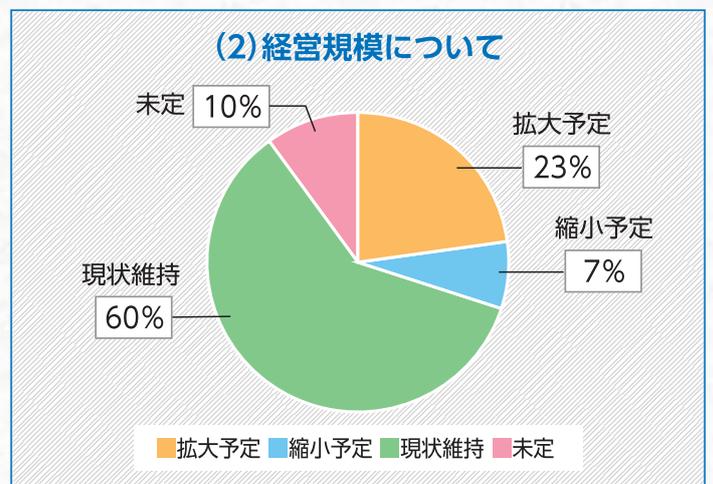
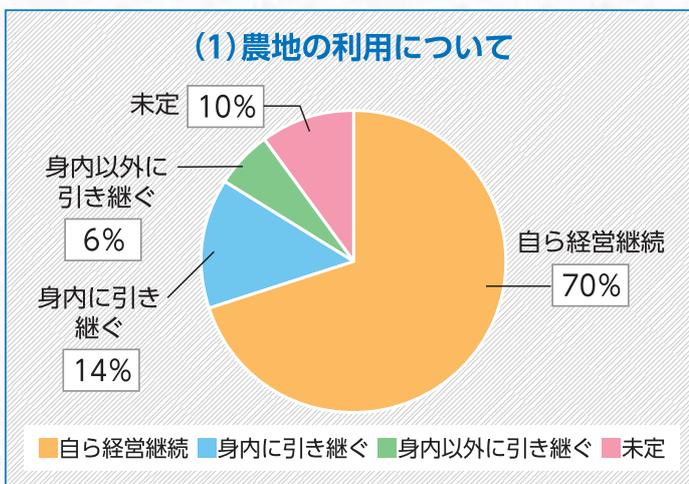
～地域農業はどのような状況かお分かりですか？～

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもので、平成24年に開始され、平成30年度末現在、1,583市町村において、15,444の区域で作成されていますが、この中には、地域の話し合いに基づくものとは言い難いものもありました。

このため、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することにより、人・農地プランの実質化を図ることとしています。（※引用、参照：農林水産省HPより）

本市農業委員会では「人・農地プランの実質化」を図るため、10月19日から10月30日の間に20,000㎡以上の農地を経営（耕作）している方1,076人を対象に、アンケート調査を実施しました。その結果、541人の方から回答をいただきました。

そのほか、自由意見として、貴重なご意見もたくさん頂戴いたしました。市民の皆さん、アンケート調査にご協力いただき、ありがとうございました。今回実施したアンケート結果については、次のとおりです。（11月30日現在）



本市では、このアンケート調査の結果に基づき、地域ごとの農地の利用状況や後継者などの農業の「現状を把握」し、その結果を地図化するなどして客観視できるようにします。

この結果を基に、各地域で開催される人・農地プラン集落座談会において5～10年先の将来、地域農業を誰に担ってもらおうか徹底的に話し合い、最終的に地域の合意が得られたものを「人・農地プラン」として決定し、プランの区域や状況等を公表したものが「人・農地プラン」となります。

地域農業の現状を把握・情報を共有し、将来についてみなさんで話し合った結果が、「人・農地プラン」となるのですね！



【お問合わせ先】農業委員会 農政係(内線2883)、農林水産課 農政係(内線2522)



青森県農業会議会長賞を受賞されました



農業委員の秋田谷悟氏が、多年に渡り農業委員としてその職責を果たしたとして、青森県農業会議会長賞を受賞されました。

本来であれば県農業委員会大会で授賞式が行われますが、今年度はコロナ禍とあって、大会が中止となったため12月の市農業委員会の総会で記念品と賞状を長尾会長職務代理人より手渡されました。

今後も更なるご活躍を期待しております。

総会の開催予定



- 令和3年第1回総会 1月13日(水) 15:00～
市役所2階 C・D会議室
- 令和3年第2回総会 2月10日(水) 15:00～
市役所2階 C・D会議室
- 令和3年第3回総会 3月11日(木) 15:00～
市役所2階 B・C会議室
- 令和3年第4回総会 3月30日(火) 15:00～
市役所2階 B・C会議室

※法令により総会等の会議は公開されております。
また、会議録は農業委員会事務局にて縦覧できます。

【お問い合わせ先】農業委員会(内線2881)

各種申請の締切り日

- ◎農地法第4条申請、第5条申請
 - ・農地を農地以外のものとして使用する場合
例：住宅・車庫・店舗建築
毎月25日締切り
(25日が市役所閉庁日の場合は翌閉庁日)
- ◎農地法第3条申請、農用地利用集積計画の同意、競売・公売買受適格証明願
 - ・農地を農地として貸借・売買する場合、競売・公売の入札に参加する場合
毎月25日締切り
(25日が市役所閉庁日の場合は翌閉庁日)
- ◎あっせん申出
 - ・あっせんにより農地を売買する場合
毎月5日締切り
(5日が市役所閉庁日の場合は翌閉庁日)

【お問い合わせ先】農業委員会 農地係(内線2884、2885)

農地情報 令和2年12月現在

下記の農地について、受け手を捜しています。価格等の条件は交渉できる場合もあります。農地の位置図もありますので興味のある方は、事務局農地係までご連絡ください。

番号	受付番号	区分	農地所在	地目	面積(a)	圃場整備有無	利用状況	10a当たり希望価格
1	321	売渡	金木町川倉 宇田野	畑	13.55	無	非耕作	登記手数料相当額
2	302	売渡	金木町川倉 七夕野	畑	10.83		休耕畑	応相談
3	321	売渡	金木町川倉 林下	田	1.68	無	非耕作	登記手数料相当額
4	298	売渡 貸付	金木町 芦野	畑	34.33		非耕作	応相談
5	300	売渡	金木町 蒔田 酒井	田	2.94		非耕作	応相談
6	312	売渡 貸付	金木町 嘉瀬 上端山崎	田	35.69		非耕作	応相談
7	301	売渡	金木町 嘉瀬 雲雀野	畑	5.15		非耕作	応相談
8	294	売渡	金木町中柏木 鐘石	田	51.56		水稲	応相談
9	305	売渡	金木町中柏木 鐘石	畑	1.41		休耕	応相談
10	308	売渡	毘沙門上 熊石	畑	19.07		休耕	応相談
11	289	貸付	飯詰 石田	田	20.58		休耕田	応相談
12	295	貸付	飯詰 影日 沢	田	51.56		水稲	応相談
13	317	売渡 貸付	飯詰 影日 沢	畑	9.12		りんご	応相談
14	324	売渡 貸付	飯詰 影日 沢	田	99.44		麦	総額50万円
15	304	売渡	飯詰 狐野	畑	24.85		休耕	応相談
16	291	貸付	飯詰 沢田	田	84.90		水稲	応相談
17	311	売渡 貸付	沖飯 詰男 鹿	田	17.80		水稲	応相談
18	315	貸付	沖飯 詰 鴻ノ巣	田	5.58		水稲	応相談
19	292	売渡	太刀打 早 蕨	田	5.00		水稲	応相談
20	306	売渡 貸付	川山 森内	田	1.99		休耕	応相談
21	299	貸付	神山 境山	田	79.20		非耕作	応相談
22	314	売渡 貸付	神山 鶏野	畑	137.62		非耕作	応相談
23	303	売渡	金山 松ヶ枝	田	1.61		牧草	応相談
24	303	売渡	金山 松島	田	55.08		牧草	応相談
25	309	売渡 貸付	金山 八重田	田	60.87		牧草	応相談
26	322	売渡 貸付	幾世 森	田	60.62		水稲	応相談
27	316	貸付	小曲 沼田	畑	18.71		休耕畑	応相談
28	323	貸付	稲実 開野	田	49.60		水稲	応相談
29	323	貸付	唐笠 柳村 崎	田	37.74		水稲	応相談
30	323	貸付	浅井 西広	田	26.08		水稲	応相談
31	325	売渡 貸付	羽野 木沢 隈	無	1.25		水稲	応相談
32	325	売渡 貸付	羽野 木沢 実吉	田	38.39		水稲	応相談

※農地を売りたい方・買いたい方、貸したい方・借りたい方はご相談ください。

【お問い合わせ先】農業委員会 農地係(内線2885)



農地パトロールの結果について

令和2年8月18日～9月2日の間の10日間、農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会職員・農林水産課職員が耕作放棄地の現地調査を行いました。

今回の調査の結果によると、令和元年度に確認された耕作放棄地等の面積が228,281㎡のうち、農業委員会の指導等により、耕作放棄地が解消された面積は27,722㎡で、新たに耕作放棄地と認定された面積は2,500㎡でした。

農業委員会ではこの調査結果を踏まえ、周辺地域の農業者が安心して農業に従事できるよう、耕作放棄地の農地所有者に対して、農地中間管理事業等の利用希望や所有権の移転、賃借権の意向調査を行う予定です。

耕作放棄地は雑草の繁茂や病害虫が発生し、近隣農地への悪影響や規模拡大を阻害するなど、農地の機能低下を招く要因となります。耕作放棄地の解消に向けご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】農業委員会 農地係(内線2884)